債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年四月一日解散の認可があつたものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は山口フイナンシャルグループ企業年金が承継しております。

平成二十八年五月二十三日

広島県広島市中区胡町一番二四号
もみじ銀行企業年金基金
清算人　小田　宏史

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

大阪府大阪市北区南森町二丁目四番三六号
株式会社コムテックス規約型確定給付企業年金
清算人　山形　廉部

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号該当により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号
ＳＭＭオートファイナンス株式会社確定給付企業年金
清算人　波部　幸弘

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号該当により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十三日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目一番二号
ＳＭＭオートファイナンス株式会社確定給付企業年金
清算人　波部　幸弘

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 5 月 23 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①トラベルＡＢＣ　②第２種旅行業　③福島県知事登録旅行業第２－211号　④トラベルＡＢＣ　福島県大沼郡会津美里町字車川原3280－３　小椋正之　⑤本社営業所　福島県大沼郡会津美里町字車川原3280－３　⑥平成８年２月22日　⑧平成28年３月31日　⑩1100万円　⑪福島県知事　⑫福島県大沼郡会津美里町字車川原3280－３　トラベルＡＢＣ　小椋正之

Ｃ　①株式会社ワールドナビゲーター　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6977号　④株式会社ワールドナビゲーター　千葉県市原市ちはら台東八丁目８番地79　代表取締役　光武佳偉　⑤東京営業所　東京都千代田区岩本町２－２－10　日鉄岩本町ビルディング４階　⑥平成27年８月20日　⑨平成28年１月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫千葉県市原市ちはら台東八丁目８番地79　株式会社ワールドナビゲーター　代表取締役　光武佳偉

Ｂ　①ＮＥＣインフロンティアアメニティズ株式会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－875号　④ＮＥＣインフロンティアアメニティズ株式会社　神奈川県川崎市高津区北見方２丁目６番１号　代表取締役　森永徹　⑤本社営業所　神奈川県川崎市高津区北見方２丁目６番１号　⑥平成18年４月11日　⑧平成28年４月30日　⑩450万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県川崎市高津区北見方２丁目６番１号　ＮＥＣインフロンティアアメニティズ株式会社　代表取締役　森永徹

Ｂ　①株式会社季古里（季古里ツアー事業部）　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－309号　④株式会社季古里　岐阜県飛騨市古川町黒内1400－１　代表取締役　岡田耕治　⑤本店　岐阜県飛騨市古川町黒内1400－１　⑥平成23年６月10日　⑧平成28年４月28日　⑩300万円　⑪岐阜県知事　⑫岐阜県飛騨市古川町黒内1400－１　株式会社季古里　代表取締役　岡田耕治

Ｂ　①ＳＲ企画　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－689号　④ＳＲ企画　兵庫県神戸市垂水区学が丘３丁目４番１－912号　越智均　⑤本社営業所　兵庫県神戸市垂水区学が丘３丁目４番１－912号　⑥平成24年11月16日　⑧平成28年４月14日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県神戸市垂水区学が丘３丁目４番１－912号　ＳＲ企画　越智均

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 5 月 23 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①越前観光社　②第３種旅行業　③福井県知事登録旅行業第３－60号　④髙田武政　大野市陽明町二丁目106番地　⑤本社営業所　大野市陽明町二丁目106番地　⑥昭和52年４月８日　⑦平成28年３月31日　⑧60万円　⑨300万円